



2020年12月11日

各 位

会社名 日比谷総合設備株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田長裕
(コード番号 1982 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部 IR・広報室長
諏訪光悦
(TEL 03-3454-2720)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において決議し、2017年度より導入している取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）につき、継続することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

(1) 当社は、2020年11月6日に、2020年度から2022年度までの3ヶ年を対象とする第7次中期経営計画を策定いたしました。

当社は、中期経営計画の実現に向けて、取締役等の報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標への達成意欲を高めるとともに、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を継続することを決定いたしました。

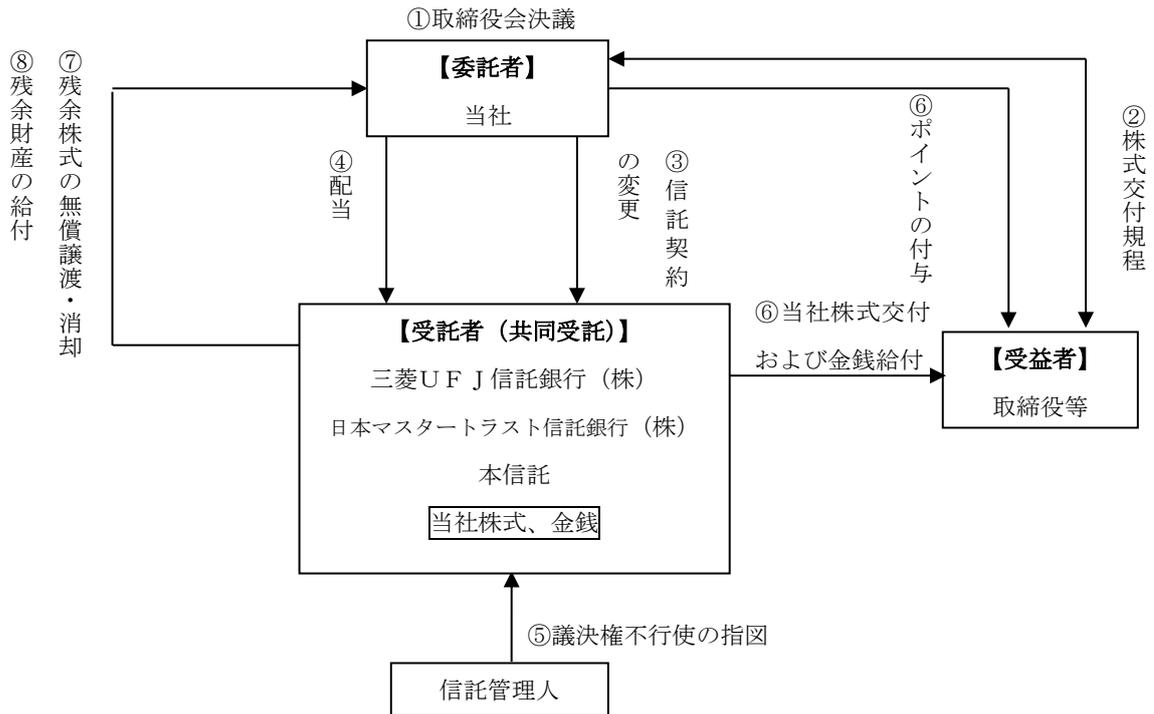
(2) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。2020年度以降の本制度の継続に伴い、設定済みのBIP信託の信託期間を延長いたします。

(3) BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付および給付する制度です。

2. 延長後の本制度の期間について

当社は、設定済みのBIP信託について、信託期間の変更を行うことにより、信託期間を2023年8月31日までの3年間延長（以下「本延長」という。）し、本制度を継続いたします。信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式及び金銭については、延長後のBIP信託に承継いたします。本制度の継続後の対象期間は、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度といたします。

<ご参考> B I P 信託の仕組み



- ①当社は、取締役会において、本制度の継続を決議しております。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定済です。
- ③当社は、信託契約の変更に基づき、B I P 信託の信託期間を延長しております。
本延長にあたっては、金銭の抛出および当社株式の追加取得は行いません。
- ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、中期経営計画に掲げる業績目標に対する達成度および役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。また、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、毎年、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイントに相当する当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。なお、取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する旨の契約を当社との間で締結することといたします。
- ⑦業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、2017年6月29日開催の第52回定時株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

<ご参考>信託契約の内容

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託の期間 | 2017年8月9日～2023年8月31日 |
| ⑧信託金の上限額 | 600百万円（信託報酬および信託費用を含む。） |
| ⑨取得株式の総額 | 本延長に際して、株式の追加取得は行いません。 |

以 上